

# 農業、漁業、営業、不動産等 「収支内訳書」の作成はご自分で!

農業、漁業、営業、不動産等の所得は、全ての方が収支計算(収入から経費を差し引く方式)で申告し、記帳した帳簿は7年間、書類については5年間保存することが必要です。

確定申告、市・県民税申告相談会(2月中旬～3月中旬)には、**必ず作成済みの収支内訳書**をご持参ください。

市および佐渡税務署の職員が各種の収支内訳書を代理で作成することはありません。また、減価償却費を計算し、一覧表をお渡しすることはありません。

※昨年申告した際の収支内訳書(控)やJ Aの申告支援システムなどを参考に、ご自分で収支内訳書を作成してください。

## 農業所得の申告に関する説明会について

本庁税務課および両津・相川・羽茂(小木・赤泊)の各支所等で開催します。

開催日時および会場については、対象の方に1月上旬までにご案内します。

※水稲作付面積5反歩以下で、農業所得が生じない方は、農業所得を0円(ゼロ)で申告できます。収支内訳書の提出も不要です。申告時にご相談ください。

その他、収支内訳書の作成について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

## お問い合わせ

市役所税務課 市民税係 ☎63—5110      両津支所 市民生活係 ☎27—2112  
相川支所 市民生活係 ☎74—0333      羽茂支所 市民生活係 ☎88—3111

# 税の申告で障害者控除を受けるための 「障害者控除対象者認定書」を交付します

所得税または市・県民税の申告をする場合、障害者手帳の交付を受けている方は、手帳を提示し障害者控除を受けることができますが、障害者手帳の交付を受けていない方でも「障害者控除対象者認定書」の交付を受けて、障害者控除を受けることができます。

## 認定の主な対象者

平成28年12月31日現在で65歳以上の方で、介護保険の要介護(支援)認定を受けている方

**申請方法** 交付申請者の印鑑を持参の上、高齢福祉課または、各支所・行政サービスセンターで申請してください。

## 留意事項

- ・本人および税法上の扶養親族が非課税の場合は、申請の必要はありません。
- ・認定書の交付には1週間ほどかかります。
- ・介護認定等の資料に基づき認定します。(介護度のみで判定するものではありません。)
- ・審査の結果、認定の対象にならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・すでに認定書の交付を受けている方で、その後の状態が変わっていない場合は、以前交付された認定書をそのまま使用できます。

※介護認定を受けていない方、または障害者手帳の交付を受けている方でも、認定書の交付の対象になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 参考 障害者控除の控除額

- ・障害者  
所得税 27万円、市・県民税 26万円
  - ・特別障害者  
所得税 40万円(同居親族 75万円)  
市・県民税 30万円(同居親族 53万円)
- ※障害者控除を受けた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合は、市・県民税は課税されません。

## 認定書申請に関するお問い合わせ

市役所高齢福祉課 高齢福祉係

☎63—3790

または、各支所・行政サービスセンター  
(高齢福祉担当)

## 所得税、市・県民税の申告に関する お問い合わせ

市役所税務課 市民税係

☎63—5110